

国立保健医療科学院 松本部長  
提出資料

# 僅少労働と遞増ゾーン -ドイツ年金保険-

(2006年7月現在)

2007年2月2日  
国立保健医療科学院  
福祉サービス部長  
松本 勝明



# 目 次

---

1. 僅少労働 (geringfügige Beschäftigung)
2. 遞増ゾーン(Gleitzone)

# 1. 僅少労働

## 1-1. 年金保険加入義務

- 「労働報酬を得て就労している者」は  
年金保険への加入義務あり
  
- ただし、「僅少労働を行う者」は  
当該就労に関する加入義務が免除

## 1-2. 僅少労働の定義

### 1. 継続的な僅少労働

○労働報酬が月400 €を超えない

### 2. 短期的な僅少労働

○1暦年で2ヶ月又は50労働日まで

## 1-3. 近年の改正の目的

- 財政的安定の確保
- 年金給付の改善
- 僅少労働の拡大抑制
- ヤミ労働の防止

## 1-4. 範囲の変遷 (継続的な僅少労働)

	1999年 改正前	1999年 改正後	2003年 改正後
週労働時間	平均15時間 未満 かつ	同左	(削除)
労働報酬 月額	平均報酬額 の1/7以下	630 DM (=325 €)以下	400 €以下

## 1-5. 使用者の保険料負担

○継続的な僅少労働を行う者の使用者に  
保険料負担義務

○保険料率		(通常の保険料率)
年金保険	15%	(19.5%)
医療保険	13%	(平均14.2 %)





## 1-6. 加入義務免除の放棄

○被保険者は加入義務免除を放棄することが可能  
(年金保険)

→ 被保険者が上乗せ年金保険料を負担

→ 将来の年金給付が増加

## 2. 逡増ゾーン

### 2-1. 対象

労働報酬月額400.01 €から800.00 €  
までの被用者



- 社会保険への加入義務
- 保険料の被保険者負担分の軽減

## 2-2. 保険料の被保険者負担分の軽減

保険料算定基礎報酬

$$= F \times 400 + (2 - F) \times (AE - 400)$$

AE: 労働報酬月額

F: 僅少労働に対する使用者保険料率等\*/平均社会保険料率\*\*

\* 30%

\*\*41.9%

## 2-3. 計算例

(前提) 労働報酬月額 600 €

- ・保険料算定基礎報酬 543.20 € (前頁の算式)
- ・保険料総額 =  $543.20 \text{ €} \times 41.9\% = 227.60 \text{ €}$
- ・使用者負担分 =  $600 \text{ €} \times 41.9\% \times \frac{1}{2} = 125.70 \text{ €}$
- ・被保険者負担分 =  $227.60 \text{ €} - 125.70 \text{ €} = 101.90 \text{ €}$



## 2-4. 保険料軽減の放棄

○被保険者は実際の労働報酬を年金保険料算定基礎とすることが可能

→ 将来の年金給付が増加